

岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市病児保育・病後児保育事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施される病児保育事業及び病後児保育事業を推進するため、その事業実施者に対し、病児保育事業又は病後児保育事業を実施する施設の開設準備に要した経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病児保育事業 実施要綱第2条第3号に規定する事業
- (2) 病児保育施設 病児保育事業を実施する施設
- (3) 病後児保育事業 実施要綱第2条第4号に規定する事業
- (4) 病後児保育施設 病後児保育事業を実施する施設
- (5) 事業実施者 実施要綱第4条の規定により市長が病児保育事業又は病後児保育事業を委託する者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業実施者が病児保育施設又は病後児保育施設を開設するにあたり準備に必要な事業（以下「補助事業」という。）に要する費用であって、次に掲げる費用とする。

- (1) 病児保育施設又は病後児保育施設とする建物の改修に係る費用であって、事業開始日までに完了したもの
- (2) 病児保育施設又は病後児保育施設とする建物を借り上げる際の礼金、仲介手数料及び事業開始日の属する月の前月分までの賃借料
- (3) 備品の購入に係る費用（備品の配送費、設置費及び工事費を含み、リースによるものを除く。）であって、事業開始日の属する年度の末日までに納品されたもの

2 補助金の額は、前項において規定する補助対象経費のうち事業実施者が支払った経費の合計とし、4,000,000円を上限とする。

(交付申請)

第4条 事業実施者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により、当該事業実施者に通知するものとする。

（変更申請）

第6条 事業実施者は、既に交付の決定を受けた補助金の申請の内容を変更する必要があるときは、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付決定変更申請書（様式第3）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請の内容を変更すべきものと認めた時は、速やかに変更を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付決定変更通知書（様式第4）により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、申請の内容を変更することが不相当と認めたときは、当該事業実施者に対し、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付決定変更不承認通知書（様式第5）により通知するものとする。

（実績報告）

第7条 事業実施者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付決定の属する会計年度の末日までに、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金実績報告書（様式第6）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（額の確定通知）

第8条 市長は、前条の規定による事業の実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業実施者に対し、岩倉市病児保育・病後児保

育施設開設準備費補助金確定通知書（様式第7）により通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第10条 市長は、事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 病児保育事業又は病後児保育事業の委託契約が解除されたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令等に基づく市長の処分違反したとき。

2 市長は、第1項の規定による取消しを決定したときは、当該事業実施者に対し、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付決定取消通知書（様式第9）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第8条の規定により事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定による返還命令は、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金返還通知書（様式第10）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

事業実施者 住 所
法 人 名
代表者氏名

岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付申請書

岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 所要額調書（別紙のとおり）
 - (2) その他参考資料

(別紙)

岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金所要額調書

事業実施者名

実施施設名

(単位：円)

区 分	補助対象経費の 支出（予定）額 A	補助金上限額 B	補助金額 （AとBを比較 していずれか少 ない額） C
施設改修費 第3条第1項第1号			
施設賃借料等 第3条第1項第2号			
備品購入費 第3条第1項第3号			
合 計		4,000,000	

様式第2（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

岩倉市長 印

岩倉市病児保育・病後児保育施設
開設準備費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日で申請のあった岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金について、下記のとおり交付（不交付）決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付しない理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3（第6条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

事業実施者 住 所
法 人 名
代表者氏名

岩倉市病児保育・病後児保育施設
開設準備費補助金交付決定変更申請書

記

年 月 日で交付決定を受けた岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金について下記のとおり変更したいので、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 既交付決定額 円
- 2 事業変更等の理由
- 3 事業変更等の内容
- 4 事業変更等後の補助金の交付申請額 円

様式第4（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

岩倉市長 印

岩倉市病児保育・病後児保育施設
開設準備費補助金交付決定変更通知書

年 月 日で申請のあった岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

変更交付決定額 円

様式第5（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市病児保育・病後児保育施設
開設準備費補助金交付決定変更不承認通知書

年 月 日で申請のあった岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金の変更について、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 (第 7 条関係)

年 月 日

岩倉市長 殿

事業実施者 住 所
法人名
代表者氏名

岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金実績報告書

年 月 日付で補助金の交付決定を受けた事業の実績について、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額

- (1) 交付決定額 円
(2) 清算額 (増額・減額) 円

2 添付書類

- (1) 補助金精算書 (別紙のとおり)
(2) 領収書その他の支出を証明する書類

(別紙)

岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金精算書

事業実施者名

実施施設名

(単位：円)

区 分	補助対象経費の 実支出額 A	交付決定額 (上限 400 万円) B	差 引 清算額 (B - A) C
施設改修費 第 3 条第 1 項第 1 号			
施設賃借料等 第 3 条第 1 項第 2 号			
備品購入費 第 3 条第 1 項第 3 号			
合 計			

様式第7（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金確定通知書

年 月 日付で報告のありました岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金の額について、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 (第 9 条関係)

年 月 日

岩倉市長 殿

事業実施者 住 所
法 人 名
代表者氏名

岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付の確定を受けた岩倉市
病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金について、岩倉市病児保育・
病後児保育施設開設準備費補助金交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり
交付を請求します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 円 |

様式第9（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市病児保育・病後児保育施設
開設準備費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付を（決定・確定）した
岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金について、岩倉市病児
保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付要綱第10条の規定により、
下記のとおり交付を取り消します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 取消額 | 円 |

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10（第11条関係）

年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金返還通知書

年 月 日付 第 号で通知した岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金について、岩倉市病児保育・病後児保育施設開設準備費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

1	交付決定額	円
2	既交付額	円
3	交付確定額	円
4	返還額	円
5	返還期限	年 月 日

不服申立て及び取消訴訟

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。